

社会福祉法人 藤英会 役員及び評議員並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤英会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間120万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

3 非常勤理事に対する報酬は、理事会出席の都度、謝金として一人一律10,000円とする。

4 非常勤監事に対する報酬は、理事会出席の都度、謝金として一人一律10,000円とする。

5 評議員に対する報酬は、評議員会出席の都度、謝金として一人一律10,000円とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務を執行に当たって負担した費

用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、現金にて本人に支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる排除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を排除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会によって行う。

附 則

この規程は平成29年6月17日（定時評議員会の議決日）から施行する。